

令和 8 年度 学校経営計画及び学校評価（案）

1 めざす学校像

～地域における知的障がい教育・支援教育の充実のために～ 1 本人・保護者・地域社会の願いや期待に応える学校 2 全教職員の教育実践力及び専門性の向上を常に追求し続ける学校 3 障がいのある児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、社会の一員として育てる学校

2 中期的目標

1 児童生徒一人ひとりの人権を尊重し、保護者や地域に信頼される「安全で安心な学校づくり」を進める。 （1）人権が尊重され誰もが過ごしやすい学校づくりを進める。（各学部、健康教育部、生活指導部、自立活動・支援部、情報部、研究部、人権教育委員会、首席） ア 児童生徒の人権に配慮した教育活動を推進する。 令和 8 年度より 3 年計画で、専門家の助言を受けながら、学校全体でスクールワイド P B S（ポジティブ行動支援）に取り組む。 ※学校教育自己診断新規項目「教職員は子どもの人権に配慮した言葉遣いや態度で指導を行っている」肯定的評価 90％をめざす。 （2）児童生徒が安全で安心な学校生活を送れる環境整備と、安全に関する学びを進める。（健康教育部、生活指導部、防災委員会、PTA、各学部、首席） ア 不審者対応、デイサービス送迎、登下校などの安全確保態勢、および環境の整備を継続して進める。 イ 南海トラフ地震を想定した防災・減災に向けた取組みを進める。（R 6 年度より） （3）様々な課題を抱える児童生徒の支援に向けて、子ども家庭センターや市町村関係部局、福祉機関との一層の連携を進める。 （自立活動・支援部、進路指導部、各学部） ア 児童生徒の課題について学部を超えて情報を常に共有し、きめ細かな実態把握と専門人材等との連携を踏まえた支援を行う。 （4）地域における支援教育の「センター校」としての機能を発揮する。（自立活動・支援部、研究部、各学部、首席） ア 地域の支援教育充実のため、高等学校、私立学校を含む学校園への支援を推進する。 イ 市町教委や地域にある施設等関係機関との連携を深める（市町教委研修会、就学支援委員会等への協力。医療機関との連携）。
2 児童生徒一人ひとりの障がい特性や教育的ニーズに合わせた支援を行うための教職員の専門性の向上 （1）1 人 1 台タブレット、大型テレビ、プロジェクターなどの ICT 機器を活用した教育を充実・推進する。（総務部、情報部、各学部、首席） ア 魅力的な教材教具開発とともに、ICT 機器を効果的に活用した授業の実践を推進する。（自立活動・支援部、研究部） （2）「指導と評価の年間計画（シラバス）」を軸に、高槻支援学校が培ってきた一貫した教育実践を継承し、さらに深化させる。（全教職員） ア 児童生徒一人ひとりに応じた自立活動を充実させ、児童生徒の豊かなコミュニケーション環境を整える。 イ エビデンスを基にした教育を推進しながら、授業に集中できる授業づくり、適切なかかわり方を追究する。 （3）子どもたちが主体的に学ぶ力を伸ばすために研修や校内授業研究を充実させ、知的障がい教育を中心とした支援教育全体の専門性向上をはかる。 （自立活動・支援部、研究部、各学部、首席）
3 卒業後の支援のある自立生活をめざした小学部からのキャリア教育の推進を図る （1）小学部の段階から、障がいの特性や発達段階に応じたキャリア教育の推進を図る。（進路指導部、健康教育部、生活指導部、自立活動・支援部、教務部、各学部、首席、キャリア教育委員会、コース制検討委員会、性に関する指導委員会） ア 主体的に社会参加し、自立した生活を営むために必要とされる基礎的体力、態度や能力と、豊かでたくましい人間性をはぐくむ教育を推進する。 イ 児童生徒が主体的に取り組む協働的な活動などを通じて「自己肯定感」、「自己有用感」を高められる教育を推進する。 ウ キャリア教育の視点から、継続性や系統性を重視しながら小学部・中学部から高等部までのカリキュラムを見直す。 （2）児童生徒が卒業後に生き生きと輝ける共生社会の実現に向けた取組みを推進する。 ア 人権尊重の社会づくりを進めるために、あらゆる教育活動において人権教育を計画的、総合的に推進する。（人権教育委員会） イ 交流及び共同学習や、地域の取組みへの参画などを通じて、地域における障がい者理解を推進する。（地域連携部、各学部、首席）
4 校務の効率化と働きやすい職場環境づくりの推進 （1）大阪府立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画に基づき、働き方改革を推進する。 ア 校務運営の効率化をさらに進め、長時間勤務の縮減を図る。 イ すべての教職員が相互に助け合い資質を高め合う、同僚性の高い職場環境づくりに努める。

【学校教育自己診断の結果と分析・学校運営協議会からの意見】

学校教育自己診断の結果と分析 [令和 年 月実施分]	学校運営協議会からの意見

本年度の取組内容及び自己評価

中期的 目標	今年度の重点 目標	具体的な取組計画・内容	評価指標[R 7 年度値]	自己評価
頼 され た 危 機 に 強 い 学 校	1 保 護 者 や 地 域 に 信	（1）人権に配慮した教育活動の推進 ア 児童生徒の適応行動を支え、成長を促すために、専門家の助言を受けながら、学校全体でスクールワイド P B S（ポジティブ行動支援）に取り組む。 イ 人権尊重の教職員研修を実施し、教職員	（1） ア スクールワイド P B Sを進めるチームを作り、チームを中心に活動を進める。 ア ポジティブ行動支援などの生徒支援に係る研修を年 2 回実施する。PTA 役員会や学校運営協議会、学校ブログで研修報告をする。[新規] イ 人権悉皆研修を年に 2 回開催する。[2 回]	

府立高槻支援学校

		の理解を深める。 ウ 各種ハラスメントについて理解を深め、相談体制を充実して、ハラスメントの起こらない安全な学校にしていく。	イ 各学期に、指導や介助に関するチェックシートを活用し、各自の指導について確認する。[新規] ウ ハラスメントをテーマにした研修を開催し、教職員の理解を深める。[新規]	
	(2)安全安心な環境整備	(2) ア 緊急時対応のシミュレーション訓練を行い、教職員のさらなる連携を図る。 イ 南海トラフ地震を想定した、防災減災に向けた取組みを強化する。	(2)ア 緊急時対応のシミュレーション訓練を継続し、安全体制を強化する。3回 [3回] イ 防犯・防災訓練を3回行う。対応力を高めるため、変化のあるものにする。 [3回] イ R7実施の南海トラフ地震想定の実施方法や内容を検討し、再構築する。 [新規] イ 高槻市と協議し、本校の子どもたちの居場所となる福祉避難所に向けた取組みを進める。 イ 緊急時の迅速な情報収集・提供のため、安否確認訓練メールを配信する。 [新規]	
	(3)学部を越えた情報共有と、関係機関との連携	(3) ア ケース会議を組織的に開催するなど、地域の行政や福祉と密接に連携した支援を進める。 イ 教職員が、支援方法や日々の悩みを、お互いに相談できるような場を設け、相談体制をつくる。学部間の引継ぎにおいて、より詳細な引継ぎを行う。適宜年度内に、確認も行う。	(3) ア 関係者が一堂に会するケース会議を通じて、関係機関と連携した指導支援を充実させる。ケース会議開催 38 件以上 [47 件] イ 定期的に管理職、首席、部主事、コーディネーターが参集し、児童生徒及び教職員にかかる情報共有して対応を協議する。年 40 回以上 [40 回] イ 支援カフェ（仮称）を年2回開催し、支援方法などを相談する場とする。 [新規]	
	(4)地域支援のセンター機能の発揮	(4) ア センターの機能の発揮 イ 広く地域の医療機関等との連携をすすめる。	(4)ア ナビセンターだよりを年2回発行。[2回] ア 地域の学校園からの研修依頼に全て応じる。[新規] イ 医療機関との連絡会議を2回開催して、情報共有するとともに連携する。[2回]	
2 に合わせた支援を行うための教職員の専門性の向上	(1)1人1台タブレットなどICT機器の活用	(1) ア 魅力的な教材教具開発とともに、ICT 機器を効果的に活用した授業の実践を推進する。	(1) ア 教員の自己診断肯定率 90%以上 [94%] 保護者の自己診断肯定率 68%以上 [64%]	
	(2)シラバスを活用した指導の充実	(2) エビデンスに基づく指導、シラバスの充実に向けた取組みを進める。	(2) ア シラバスに合わせた教科書選定において学部間連携を図る。[新規] イ 評価基準や表記についての学部間連携を図る。 [新規]	
	(3)専門性の維持・向上	(3) ア 「知的障がい支援学校における子ども理解と授業づくりを通したウェルビーイングの向上」というテーマをもって研修や授業づくりを進める。 イ 相互授業研究を行い、学部間の連携を図る。	(3) ア 1－(1)に記載したポジティブ行動支援に関わる研修、授業づくりに関わる研修を計2回行う。研修後のアンケート肯定 90%以上 [98%] ア 「子どもは学校へ行くのを楽しみ」という保護者の自己診断肯定率 90% [86%] イ 授業を相互に参観する「全校教育研究日」を3回行う。見学後に研究協議を行い、ねらいなどを共有する。研修後のアンケート肯定 90%以上[95%]	
3 卒業後の支援のある自立生活をめざしたキャリア教育の推進	(1)キャリア教育の推進	(1) ア 児童生徒の性に関する指導を実施する。 イ 高等部1年次より、卒業を見据えた取組みを進め、生徒の自己実現を支える進路指導を行う。 ウ 卒業生のアフターケア及び定着支援を行う エ 小学部段階から、児童生徒の障がいの特性や発達段階に応じたキャリア教育の推進を図る。	(1) ア 今日的な課題に対応した内容で、性に関する指導（授業）を継続する（全学年で年に各3回）[3回] イ 6月に実施する3年生の進路懇談の希望をもとにした進路先の実現率を90%以上とする。[94%] ウ 夏季休業中などに、元担任等による進路先訪問を実施する等の取組みを進め、半年後の定着率を、90%以上を維持する。[97%] 1年後の動向を見守ることができるよう関係機関との連携を強める。 エ キャリア教育の視点から、中高等部生徒と小学部児童が授業等において交流活動を行う。（年5回以上）[9回]	
	(2)共生社会の実現に向けた取組み	(2) ア 人権尊重の社会づくりを進めるために、あらゆる教育活動において人権教育を計画的、総合的に推進する。 イ 交流及び共同学習や、地域の取組みへの参画などを通じて、地域における障がい者理解を推進する。	(2) ア T-NET による授業を、小学部、中学部を含む全学部で実施する。（年15回）[15回] イ 各学部で、地域の学校（小・中・高校）との学校間交流に継続的に取り組む。児童生徒が楽しめる、充実した活動にする。7回以上 [10回] イ 高槻福祉展など、地域のイベントの開催に学校として参画する。（年間に3つの企画）[3回]	

府立高槻支援学校

4 働きやすい職場環境づくり推進	(4)校務の効率化と働きやすい職場環境づくりの推進	(4) ア 会議の精選や業務の効率化の検討を進め、働き方改革を進める。 イ 長時間労働の縮減に努める。	(4) ア 労安アンケートを実施し、学校課題を把握し働き方の改善を進める。 イ 週1回の全校一斉定時退庁日に、緊急対応等のない約85%の教職員が18時までに退庁した日を25日以上にする〔25日〕 イ 年間の時間外在校時間が720時間を超える教職員をゼロにする。 イ 年間の時間外在校時間が360時間を超える教員数を減らす。	
---------------------	---------------------------	---	---	--